

## ○名古屋大学通則（案）

（平成16年4月1日通則第1号）

改正	平成17年2月21日通則第3号	平成17年3月22日通則第5号	平成17年4月25日通則第1号
	平成17年10月24日通則第3号	平成17年11月21日通則第5号	平成18年3月13日通則第7号
	平成18年7月10日通則第1号	平成19年2月26日通則第1号	平成19年3月22日通則第4号
	平成19年12月25日通則第1号	平成20年3月10日通則第2号	平成21年3月23日通則第1号
	平成21年5月25日通則第1号	平成22年3月2日通則第2号	平成23年3月1日通則第1号
	平成24年3月21日通則第2号	平成24年10月16日通則第1号	平成26年12月16日通則第1号
	平成27年3月3日規程第63号	平成28年4月19日通則第1号	平成29年2月21日通則第5号
	平成29年3月21日通則第6号	平成30年3月20日通則第2号	平成31年2月19日通則第2号
	令和2年2月4日通則第1号	令和2年4月1日名大規程第80号	令和3年2月2日名大通則第1号
	令和4年3月1日名大通則第2号	令和5年2月7日名大通則第1号	令和5年7月18日名大通則第1号
	令和6年2月6日名大通則第3号	令和 年 月 日名大通則第 号	

### 目次

第1章	総則(第1条—第9条)
第2章	入学, 学部及び学科への所属, 進級の取扱い, 転学部及び転学科(第10条—第18条)
第3章	教育課程, 授業, 留学等(第19条—第25条)
第4章	休学及び復学(第26条—第28条)
第5章	退学及び転学(第29条・第30条)
第6章	卒業及び学位の授与(第31条・第32条)
第7章	除籍及び懲戒(第33条・第34条)
第8章	検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第35条—第45条)
第9章	特別聴講学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生及び特別短期研修学生
第1節	特別聴講学生(第46条—第49条)
第2節	科目等履修生(第50条—第50条の8)
第3節	聴講生(第51条—第57条)
第4節	研究生(第58条—第64条)
第5節	特別短期研修学生(第65条—第69条)
第6節	検定料, 入学料及び授業料の額(第70条)
第10章	外国人留学生(第71条)
第11章	公開講座(第72条)
第12章	寄宿舎(第73条)
	附則

### 第1章 総則

(目的及び方針)

- 第1条 本学は、教育基本法の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を踏まえて、本学及び学部において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 卒業認定及び学位授与に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(学部及び学科)

第2条 学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報学部	自然情報学科，人間・社会情報学科，コンピュータ科学科
理学部	数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	化学生命工学科，物理工学科，マテリアル工学科，電気電子情報工学科，機械・航空宇宙工学科，エネルギー理工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

(大学院)

第3条 大学院については、別に定める。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第6条 学部の在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科の在学年限は、12年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、学部及び学科への所属、進級の取扱い、転学部及び転学科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に第35条の検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第13条 総長は、入学試験委員会を設けて、前条の入学志願者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学許可)

第14条 総長は、前条の合格者で第36条の入学料の納入、保証書及び宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

(教育学部第3年次編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、教育学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者

- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。  
(経済学部第3年次編入学)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、経済学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 五 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 六 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
- 七 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者

- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。  
(文学部、法学部及び情報学部第3年次編入学)

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部、法学部及び情報学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
- 八 施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者

- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。  
(医学部医学科第2年次編入学)

第15条の4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 修業年限4年以上の大学(医学部医学科を除く。)を卒業した者
  - 二 法第104条第7項の規定により学士の学位(医学を除く。)を授与された者
  - 三 外国において、学校教育における16年の課程(医学を履修する課程を除き、日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと本学において認めた者を含む。)
- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。
  - 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。  
(工学部第2年次編入学)

第15条の5 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、工学部の第2年次に編入学を志願するものについては、工学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、工学部において定める。
- 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。  
(再入学、転入学及び編入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、収容定員に欠員のある場合には、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。

- 一 第29条の規定による本学の退学者で、再び同一の学部に入學を志願するもの
  - 二 他の大学に2年以上在學し、所定の単位を修得した者又は我が国において外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在學した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、当該大学の学長又は学部長の許可を得て、本学の同種の学部に入學を志願するもの
  - 三 大学を卒業した者、大学に2年以上在學し、所定の単位を修得した者又は施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者で、本学に入學を志願するもの
- 2 前項第2号及び第3号の所定の単位については、学部において定める。
  - 3 高等専門学校を卒業した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
  - 4 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
  - 5 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
  - 6 第1項、第3項、第4項及び前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
  - 7 第12条及び第14条の規定は、第1項、第3項、第4項及び第5項の規定により入学する場合に準用する。  
(学部及び学科への所属)

第17条 入学を許可された者は、学部に入所属する。

- 2 学科への所属については、学部において定める。  
(進級の取扱い)

第17条の2 学生が上位の年次に進級する場合における基準、同一の年次に在學できる年限等の取扱いについては、学部において定めることができる。

(転学部及び転学科)

第18条 転学部を志望する者があるときは、学部長は、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

2 転学科を志望する者があるときは、学部長は、所属学部の教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

### 第3章 教育課程，授業，留学等

(教育課程，授業，成績評価等)

第19条 教育課程は，次に掲げる科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

#### 一 専門系科目

イ 専門科目

ロ 関連専門科目

ハ 専門基礎科目

#### 二 共通基礎科目

イ 「大学での学び」基礎論

ロ 基礎セミナー

ハ 言語文化科目

1) 英語

2) 初修外国語

3) 日本語

ニ 健康・スポーツ科学科目

1) 講義

2) 実習

ホ データ科学科目

#### 三 教養科目

イ 国際理解科目

ロ 現代教養科目

1) 人文・社会系

2) 自然系

3) 学際・融合系

ハ 超学部セミナー

#### 四 分野別基礎科目

イ 人文・社会系基礎科目

ロ 自然系基礎科目

2 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

3 前項の授業は，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

5 学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業要件として修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

6 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

7 教育課程、授業、成績評価等に関することは、名古屋大学全学教育科目規程(平成16年度規程第115号。以下「全学教育科目規程」という。)、名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程(令和元年度規程第68号)及び学部規程によるほか、別に定める。

(コース等)

第19条の2 前条の教育課程のほか、学科にコース等を置くことができる。

2 前項のコース等の設置、定員その他必要な事項は、別に定める。

(授業計画等の明示)

第19条の3 学部及び教養教育院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第19条の4 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

2 教養教育院は、学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第19条の5 学部及び教養教育院は、授業の方法及び内容の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位)

第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、全学教育科目規程及び学部規程によるほか、別に定める。

3 第19条第3項及び第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。ただし、卒業の要件となる単位が124単位(医学部医学科にあつては、188単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を60単位に加えて認定することができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第21条 新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に、大学、外国の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。

2 教育上有益と認める場合は、新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に行った学修で、文部科学大臣が別に定めるもの及び第23条の2第1項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、合わせて60単位を超えない範囲とする。

4 第15条から第16条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者の既修得単位については、教育上有益と認める場合は、その一部又は全部を本学において修得したものとして認定することができる。

5 第 15 条から第 16 条までの規定により編入学，再入学及び転入学した者が入学前に行った学修で，教育上有益と認める場合は，文部科学大臣が別に定めるもの及び第 23 条の 2 第 1 項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

6 第 1 項及び第 4 項の既修得単位並びに第 2 項及び前項により与えることのできる単位の取扱いについては，学部等において定める。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第 21 条の 2 本学の学生以外の者で，本学において科目等履修生として一定の単位を修得し，本学に入学する場合において，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で，正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は，修得した単位数，その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して本学の修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，本学の修業年限の 2 分の 1 を超えることができない。

2 前項ただし書による修業年限の通算については，学部において定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第 22 条 学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては，所属学部長を経て，当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学の授業科目の履修等)

第 23 条 学生は，学部長の許可を得て，他の大学において授業科目を履修し，単位を修得することができる。

2 前項の場合，学部長は，あらかじめ当該大学との間において必要な事項について協議するとともに，許可に当たっては，教授会の議を経るものとする。

3 第 1 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，第 21 条第 3 項により修得したのものとして認定し，又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で，本学において修得したのものとして認定することができる。

4 前 2 項の規定は，外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(検定試験の成績の取扱い)

第 23 条の 2 別に定める検定試験における学生の成績については，教育上有益と認める場合は，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は，第 21 条第 3 項及び前条第 3 項により修得したのものとして認定し，又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の取扱いについては，別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 23 条の 3 学生が大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 19 条の 2 に定める連携開設科目を履修し修得した単位は，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 前項により修得したものとみなす単位数は，30 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関し必要な事項は，別に定める。

(留学)

第 24 条 学生は，学部長の許可を得て，休学することなく，外国の大学において授業科目を履修し，単位を修得することができる。

2 第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定は，前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学の修得単位の取扱い)

第 24 条の 2 学生が休学期間中に他の大学（外国の大学を含む。）において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。

2 第 23 条第 3 項の規定は、前項の規定により本学において修得したものとして認定する場合に準用する。

（教職課程）

第 25 条 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

#### 第 4 章 休学及び復学

（休学）

第 26 条 学生は、傷病その他の事由により 3 月以上修学を中止しようとするときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学部長は、教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

5 授業料未納の者からの休学願は受理しない。

（休学期間）

第 27 条 休学は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科の休学期間は、通算して 6 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第 28 条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

2 第 26 条第 4 項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

#### 第 5 章 退学及び転学

（退学）

第 29 条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 授業料未納の者からの退学願は受理しない。

（転学）

第 30 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

#### 第 6 章 卒業及び学位の授与

（卒業）

第 31 条 本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科を除き、本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第32条 総長は、前条の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。

- 2 学位については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

#### 第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第33条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、卒業できないとき。
- 二 学部において定める所定の在学年限に達しても、進級できないとき。
- 三 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 四 死亡又は行方不明となったとき。
- 五 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 六 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第34条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

- 2 懲戒委員会の構成については、別に定める。
- 3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 4 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

#### 第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第35条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第36条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

- 2 前項により入学料を納入した者が本学学部への入学手続きを行った後、当該入学手続き期間内に当該学部への入学を辞退し、同一年度の入学に係る他の入学手続き期間内に本学の他の学部に入學手続きを行う場合は、改めて入学料の納入を要しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 入学する者が、特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められるときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項の徴収猶予については、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も行うことができる。
- 3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第38条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては5月、後期にあつては11月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 39 条 学生が、特別の事情により学年の途中で卒業する場合は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、卒業する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の初めの月に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第 40 条 学生が、前期末までに転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第 41 条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第 42 条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 43 条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第 43 条の 2 第 73 条の寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 43 条の 3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 44 条 第 35 条の検定料、第 36 条の入学料、第 38 条の授業料及び第 43 条の 2 の寄宿料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(令和 2 年度機構規程第 65 号。以下「料金規程」という。)に定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 45 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

一 第 13 条に規定する入学試験を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第 1 段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第 2 段階目の選抜に係る検定料

二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、前期末までに休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三 第 38 条第 2 項の規定により納入した授業料

2 前項ただし書の規定によるもののほか、別に定めるところにより、既納の入学料について返納することができる。

第 9 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別短期研修学生

第 1 節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第 46 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、学部等の長は、当該大学との協議により、教授会等の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 47 条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 48 条 特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づき受け入れる者で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 48 条の 2 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部等の長は、教授会等の議を経て、除籍することができる。

一 本学の特別聴講学生として適当でない認められるとき。

二 傷病その他の事由により特別聴講学生として成業の見込みがない認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第 49 条 本節に規定するもののほか、特別聴講学生に関することは、学部等において定める。

#### 第 2 節 科目等履修生

(科目等履修生)

第 50 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがある場合、学部等において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 50 条の 2 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 50 条の 3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学料)

第 50 条の 4 科目等履修生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 50 条の 5 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第50条の6 科目等履修生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(検定料等の不徴収)

第50条の7 本学が高等学校若しくは専修学校又は国、地方公共団体その他の団体との間で締結する協定に基づき受け入れる科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料については、第50条の3、第50条の4第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより、それぞれその一部又は全部を徴収しないことができる。

(その他)

第50条の8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、学部等において定める。

### 第3節 聴講生

(聴講生)

第51条 学部における授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者がある場合、学部において適当と認めるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第52条 聴講生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第53条 聴講生として入学を志願する者は、願書に聴講を希望する授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部長に提出しなければならない。

(入学料)

第54条 聴講生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第55条 聴講生は、聴講しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第55条の2 聴講生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「聴講生」と読み替えるものとする。

(単位の取扱い)

第56条 聴講生に対しては、特に定めるもののほか、単位の認定を行わない。

(その他)

第57条 本節に規定するもののほか、聴講生に関することは、学部において定める。

### 第4節 研究生

(研究生)

第58条 本学において特別の事項について研究しようとする者がある場合、学部等において適当と認めるときは、研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第59条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 60 条 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学科)

第 61 条 研究生として入学する者は、所定の期日までに入学科を納入しなければならない。

2 前項の入学科については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 62 条 研究生は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 62 条の 2 研究生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 63 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、研究生の負担とする。

(その他)

第 64 条 本節に規定するもののほか、研究生に関することは、学部等において定める。ただし、研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 第 5 節 特別短期研修学生

(特別短期研修学生)

第 65 条 他の大学又は外国の大学等の学生で、本学において特別の事項について実験、実習等の指導を受けようとする者がある場合、学部等の長は、当該大学等との協議により、教授会等の議を経て、特別短期研修学生として入学を許可することができる。

(在学期間)

第 66 条 特別短期研修学生の在学期間は、1 月以上 6 月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 67 条 特別短期研修学生は、実験、実習等の指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに協定留学生及び大学間特別短期研修学生交流協定に基づく特別短期研修学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別短期研修学生として入学しようとする者は、検定料及び入学科の納入を要しない。

(除籍)

第 68 条 特別短期研修学生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「特別短期研修学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 69 条 本節に規定するもののほか、特別短期研修学生に関することは、学部等において定める。

#### 第 6 節 検定料、入学科及び授業料の額

第70条 第50条の3、第53条及び第60条の検定料、第50条の4第1項、第54条第1項及び第61条第1項の入学料並びに第48条第1項、第50条の5第1項、第55条第1項、第62条第1項及び第67条第1項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

#### 第10章 外国人留学生

第71条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学許可については、第14条に規定する保証書の提出を要しない。
- 3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 公開講座

第72条 社会人の教養を高め、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第12章 寄宿舍

第73条 本学に学生の寄宿舍を設ける。

- 2 寄宿舍においては、高邁な自治精神に基づいて、規律ある協同生活の下に、人格の陶冶に留意すべきものとする。
- 3 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

- 2 学部の収容定員の合計は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成16年度 8,855人 平成17年度 8,810人 平成18年度 8,775人

- 3 法学部法律・政治学科の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成16年度 705人 平成17年度 670人 平成18年度 645人

- 4 情報文化学部の収容定員（第3年次編入学定員を除く。）は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科 平成16年度 154人 平成17年度 151人

社会システム情報学科 平成16年度 156人 平成17年度 154人

情報文化学部計 平成16年度 310人 平成17年度 305人

- 5 工学部電気電子・工学科及び工学部計の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

電気電子・情報工学科 平成16年度 690人 平成17年度 685人

工学部計 平成16年度 2,970人 平成17年度 2,965人

#### 附 則(平成17年2月21日通則第3号)

この通則は、平成17年2月21日から施行し、改正後の第48条の規定は、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成17年3月22日通則第5号)

この通則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成17年4月25日通則第1号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 21 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条第 1 項第 6 号、第 15 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く。）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 13 日通則第 7 号)

- 1 この通則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 農学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

生物環境科学科	平成 18 年度	35 人	平成 19 年度	70 人	平成 20 年度	105 人
資源生物科学科	平成 18 年度	55 人	平成 19 年度	110 人	平成 20 年度	165 人
応用生命科学科	平成 18 年度	80 人	平成 19 年度	160 人	平成 20 年度	240 人

附 則(平成 18 年 7 月 10 日通則第 1 号)

この通則は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学部の収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 19 年度 8,746 人 平成 20 年度 8,742 人
- 3 医学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 19 年度 1,446 人 平成 20 年度 1,442 人
- 4 医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻のそれぞれの収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
平成 19 年度 88 人 平成 20 年度 86 人

附 則(平成 19 年 3 月 22 日通則第 4 号)

この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 10 日通則第 2 号)

この通則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。（入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成 21 年度から平成 29 年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平成 30 年度及び平成 31 年度において地域の医師確保のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平成 22 年度から平成 31 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 4 名並びに令和 2 年度から令和 6 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 7 名を含む数とする。次項及び第 4 項において同じ。）

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(55) 2,103 [20] <6>	8,756
平成 22 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,768
平成 23 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,780
平成 24 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,792
平成 25 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,804
平成 26 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,816
平成 27 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 28 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 29 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 30 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 31 年度	(35) 2,107 [20]	8,794
令和 2 年度	(35) 2,107 [20]	8,768
令和 3 年度	(35) 2,107 [20]	8,762
令和 4 年度	(30) 2,107 [20] <4>	8,761

令和 5 年度	(30) 2,107 [20] <4>	8,760
令和 6 年度	(30) 2,107 [20] <4>	8,759
令和 7 年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,751
令和 8 年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,748
令和 9 年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,741
令和 10 年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,734
令和 11 年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,727

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
  - 2 入学定員欄及び収容定員欄の [ ] 内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
  - 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 3 医学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(25) 303 <6>	1,456
平成 22 年度	(25) 307 <6>	1,468
平成 23 年度	(25) 307 <6>	1,480
平成 24 年度	(25) 307 <6>	1,492
平成 25 年度	(25) 307 <6>	1,504
平成 26 年度	(25) 307 <6>	1,516
平成 27 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 28 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 29 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 30 年度	(25) 307 <6>	1,520

平成 31 年度	(5) 307	1,494
令和 2 年度	(5) 307	1,468
令和 3 年度	(5) 307	1,462
令和 4 年度	<4>307	1,461
令和 5 年度	<4>307	1,460
令和 6 年度	<4>307	1,459
令和 7 年度	<4>300	1,451
令和 8 年度	<4>300	1,448
令和 9 年度	<4>300	1,441
令和 10 年度	<4>300	1,434
令和 11 年度	<4>300	1,427

備考

- 1 入学定員欄の ( ) 内の数は、第 3 年次編入学定員で外数である。
  - 2 入学定員欄の < > 内の数は、第 2 年次編入学定員で外数である。
- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(5) 103	598
平成 22 年度	(5) 107	610
平成 23 年度	(5) 107	622
平成 24 年度	(5) 107	634
平成 25 年度	(5) 107	646
平成 26 年度	(5) 107	658
平成 27 年度	(5) 107	662
平成 28 年度	(5) 107	662
平成 29 年度	(5) 107	662
平成 30 年度	(5) 107	662
平成 31 年度	(5) 107	662
令和 2 年度	(5) 107	662
令和 3 年度	(5) 107	662
令和 4 年度	<4>107	661
令和 5 年度	<4>107	660
令和 6 年度	<4>107	659
令和 7 年度	<4>100	651
令和 8 年度	<4>100	648
令和 9 年度	<4>100	641
令和 10 年度	<4>100	634
令和 11 年度	<4>100	627

備考

- 1 入学定員欄の ( ) 内の数は、第 3 年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄の < > 内の数は、第 2 年次編入学定員で外数である。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 2 号)

この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 1 号)

この通則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部社会環境工学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 1 号)

この通則は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日通則第 1 号)

この通則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 19 日通則第 1 号)

この通則は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日通則第 5 号)

- 1 この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条の 3 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 情報学部（第 3 年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科	平成 29 年度	38 人	平成 30 年度	76 人	平成 31 年度	114 人
人間・社会情報学科	平成 29 年度	38 人	平成 30 年度	76 人	平成 31 年度	114 人
コンピュータ科学科	平成 29 年度	59 人	平成 30 年度	118 人	平成 31 年度	177 人
情報学部計	平成 29 年度	135 人	平成 30 年度	270 人	平成 31 年度	405 人

- 4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

化学生命工学科	平成 29 年度	99 人	平成 30 年度	198 人	平成 31 年度	297 人
物理工学科	平成 29 年度	83 人	平成 30 年度	166 人	平成 31 年度	249 人
マテリアル工学科	平成 29 年度	110 人	平成 30 年度	220 人	平成 31 年度	330 人
電気電子情報工学科	平成 29 年度	118 人	平成 30 年度	236 人	平成 31 年度	354 人
機械・航空宇宙工学科	平成 29 年度	150 人	平成 30 年度	300 人	平成 31 年度	450 人
エネルギー理工学科	平成 29 年度	40 人	平成 30 年度	80 人	平成 31 年度	120 人
環境土木・建築学科	平成 29 年度	80 人	平成 30 年度	160 人	平成 31 年度	240 人
工学部計	平成 29 年度	2,900 人	平成 30 年度	2,840 人	平成 31 年度	2,780 人

附 則(平成 29 年 3 月 21 日通則第 6 号)  
この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日通則第 2 号)  
この通則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に医学部保健学科に編入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

附 則(平成 31 年 2 月 19 日通則第 2 号)  
1 この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
2 医学部保健学科の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
看護学専攻 平成 31 年度 330 人  
放射線技術科学専攻 平成 31 年度 165 人  
検査技術科学専攻 平成 31 年度 165 人  
理学療法学専攻 平成 31 年度 86 人 令和 2 年度 83 人  
作業療法学専攻 平成 31 年度 86 人 令和 2 年度 83 人

附 則(令和 2 年 2 月 4 日通則第 1 号)  
この通則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 80 号)  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 2 日名大通則第 1 号)  
この通則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 1 日名大通則第 2 号)  
この通則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 7 日名大通則第 1 号)  
この通則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 18 日名大通則第 1 号)  
この通則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 6 日名大通則第 3 号)  
この通則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日名大通則 号)  
1 この通則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
2 情報学部自然情報学科及びコンピュータ科学科の収容定員並びに同学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
情報学部	自然情報学科	158	164	170
	コンピュータ科学科	244	252	260
	計	[22]554	[24]568	[24]582

備考 [ ]内の数は、学部共通の第 3 年次編入学定員で外数である。

- 3 工学部電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科の収容定員並びに同学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学部	電気電子情報工学科	482	492	502
	機械・航空宇宙工学科	610	620	630
	計	2,740	2,760	2,780

別表(第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員	
文学部	人文学科	(10)125	520	
教育学部	人間発達科学科	(10)65	280	
法学部	法律・政治学科	(10)150	620	
経済学部	経済学科	140	560	
	経営学科	65	260	
	計	[10]205	[20]820	
情報学部	自然情報学科	44	176	
	人間・社会情報学科	38	152	
	コンピュータ科学科	67	268	
	計	[12]149	[24]596	
理学部	数理学科	55	220	
	物理学科	90	360	
	化学科	50	200	
	生命理学科	50	200	
	地球惑星科学科	25	100	
	計	270	1,080	
医学部	医学科	<4>100	620	
	保健学科	看護学専攻	80	320
		放射線技術科学専攻	40	160
		検査技術科学専攻	40	160
		理学療法学専攻	20	80
		作業療法学専攻	20	80
	計	<4>300	1,420	
工学部	化学生命工学科	99	396	
	物理工学科	83	332	
	マテリアル工学科	110	440	
	電気電子情報工学科	128	512	
	機械・航空宇宙工学科	160	640	
	エネルギー理工学科	40	160	
	環境土木・建築学科	80	320	
	計	700	2,800	
農学部	生物環境科学科	35	140	
	資源生物科学科	55	220	
	応用生命科学科	80	320	
	計	170	680	

合計	(30) 2,134 [22] <4>	8,720
----	------------------------------	-------

備考

- 1 入学定員欄の( )内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の[ ]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

## 名古屋大学通則の一部改正（案）について

### 1. 改正の趣旨

文部科学省の行う大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材）に選定されたことにより、情報学部及び工学部の入学定員増が認められたことに伴い、必要な改正を行うもの。

### 2. 改正案の内容

- 第19条の2として、学科に置くコース等について規定する。
- 別表（第4条関係）において、情報学部自然情報学科及びコンピュータ科学科並びに工学部電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科の入学定員及び収容定員を改める。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 施行日等

- 令和7年4月1日
- 情報学部自然情報学科及びコンピュータ科学科の収容定員並びに同学部の収容定員に係る経過措置について規定する。
- 工学部電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科の収容定員並びに同学部の収容定員に係る経過措置について規定する。

名古屋大学通則の一部を改正する通則（案）新旧対照

現 行 条 文

(目的及び方針)

第1条 本学は、教育基本法の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 (省略)

(省略)

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表のとおりとする。

(省略)

(教育課程、授業、成績評価等)

第19条 教育課程は、次に掲げる科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

2～7 (省略)

(授業計画等の明示)

第19条の2 (省略)

(成績評価基準等の明示等)

第19条の3 (省略)

2 (省略)

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第19条の4 (省略)

(省略)

別表 (第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
情報学部	自然情報学科	38	152
	人間・社会情報学科	38	152
	コンピュータ科学科	59	236
	計	[10]135	[20]540
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
工学部	化学生命工学科	99	396
	物理工学科	83	332

改 正 (案) 条 文

(同左)

第1条 (同左)

2 (省略)

(省略)

(同左)

第4条 (同左)

(省略)

(同左)

第19条 (同左)

2～7 (省略)

(コース等)

第19条の2 前条の教育課程のほか、学科にコース等を置くことができる。

2 前項のコース等の設置、定員その他必要な事項は、別に定める。

(同左)

第19条の3 (省略)

(同左)

第19条の4 (省略)

2 (省略)

(同左)

第19条の5 (省略)

(省略)

別表 (同左)

学部	学科等	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	(同左)	44	176
	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	67	268
	(同左)	[12]149	[24]596
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)	(同左)

	マテリアル工学科	110	440
	電気電子情報工学科	118	472
	機械・航空宇宙工学科	150	600
	エネルギー理工学科	40	160
	環境土木・建築学科	80	320
	計	680	2,720
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	合計	(30) 2,100 [20] <4>	8,720

備考

- 1 入学定員欄の ( ) 内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の [ ] 内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の < > 内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	128	512
	(同左)	160	640
	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	700	2,800
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	(同左)	(30) 2,134 [22] <4>	8,860

(同左)

- 1 (同左)
- 2 (同左)
- 3 (同左)

#### 附 則

- 1 この通則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 情報学部自然情報学科及びコンピュータ科学科の収容定員並びに同学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報学部	自然情報学科	158	164	170
	コンピュータ科学科	244	252	260
	計	[22]554	[24]568	[24]582

備考 [ ] 内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。

- 3 工学部電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科の収容定員並びに同学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学部	電気電子情報工学科	482	492	502
	機械・航空宇宙工学科	610	620	630
	計	2,740	2,760	2,780

○名古屋大学工学部規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 145 号）

<b>改正</b>	平成 16 年 12 月 15 日規程第 34 0 号	平成 17 年 12 月 21 日規程第 86 号	平成 18 年 7 月 19 日規程第 28 号
	平成 18 年 12 月 20 日規程第 87 号	平成 20 年 1 月 16 日規程第 83 号	平成 20 年 12 月 17 日規程第 58 号
	平成 22 年 1 月 20 日規程第 61 号	平成 23 年 2 月 16 日規程第 75 号	平成 23 年 6 月 22 日規程第 30 号
	平成 24 年 1 月 18 日規程第 81 号	平成 24 年 7 月 18 日規程第 29 号	平成 25 年 1 月 23 日規程第 88 号
	平成 25 年 7 月 24 日規程第 21 号	平成 26 年 1 月 22 日規程第 110 号	平成 26 年 7 月 15 日規程第 15 号
	平成 27 年 1 月 21 日規程第 77 号	平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号	平成 27 年 7 月 22 日規程第 63 号
	平成 28 年 1 月 20 日規程第 118 号	平成 28 年 6 月 22 日規程第 19 号	平成 29 年 1 月 18 日規程第 71 号
	平成 29 年 7 月 19 日規程第 41 号	令和元年 7 月 17 日規程第 20 号	令和 2 年 3 月 25 日規程第 108 号
	令和 2 年 7 月 22 日名大規程第 8 4 号	令和 3 年 1 月 20 日名大規程第 12 4 号	令和 3 年 7 月 21 日名大規程第 1 5 号
	令和 4 年 1 月 19 日名大規程第 4 8 号	令和 4 年 10 月 19 日名大規程第 5 6 号	令和 5 年 1 月 18 日名大規程第 8 7 号
	令和 5 年 8 月 23 日名大規程第 1 7 号	令和 6 年 1 月 17 日名大規程第 72 号	

目次

第 1 章 通則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 入学，編入学，進級の取扱い，転学部及び転学科(第 3 条－第 7 条)

第 3 章 教育課程及び授業(第 8 条－第 15 条)

第 4 章 成績評価及び卒業(第 16 条－第 24 条)

第 5 章 特別聴講学生，科目等履修生，聴講生，特別短期研修学生及び研究生(第 25  
条－第 31 条)

附則

第 1 章 通則

(趣旨)

第1条 名古屋大学工学部(以下「本学部」という。)における目的並びに入学, 進級, 転学部及び転学科(以下「入学等」という。)並びに教育課程, 授業, 成績評価等(以下「学部の教育」という。)については, 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)及び名古屋大学全学教育科目規程(平成16年度規程第115号。以下「全学教育科目規程」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか, 入学等及び学部の教育に関し必要な事項は, 教授会の議を経て, 学部長が定める。

(目的)

第2条 本学部は, 教育基本法 の精神にのっとり, 学術文化の中心として広く知識を授け, 化学生命工学, 物理工学, マテリアル工学, 電気電子情報工学, 機械・航空宇宙工学, エネルギー理工学及び環境土木・建築学の各分野にわたり, 深く, かつ総合的に研究するとともに, 完全なる人格の育成と文化の創造を期し, 民主的, 文化的な国家及び社会の形成を通じて, 世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2章 入学, 編入学, 進級の取扱い, 転学部及び転学科

(入学及び学科への配属)

第3条 通則第11条に定める入学資格を持ち, 入学を許可された者は, 各学科の1年次に入学させる。

2 化学生命工学科に国際プログラム群に係る化学系プログラムを, 電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科に国際プログラム群に係る自動車工学プログラム(以下, 化学系プログラム及び自動車工学プログラムを総称して「プログラム」という。)を置き, プログラムに入学した学生は, 入学時に学科内の各プログラムに所属する。

3 環境土木・建築学科に所属する学生は, 第2年次の初めに学科内の各履修プログラムに配属させる。

4 電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科にデジタルイノベーション工学コース(以下「コース」という。)を置き, コースの収容定員は, それぞれ30名とする。

5 コースへの配属は, 配属を希望する前項の学科の学生を選考の上, 第2年次の初めに行う。

(学士の編入学)

第4条 大学の理系学部を卒業した者で, 本学部に入학을志願する者があるときは, 教授会の議を経て, 選考し, 入学を許可する。

2 入学年次は, 第3年次とする。

3 修業年限は2年以上, 在学年限は4年とする。

4 既修得単位は, 工学部専門系科目を30単位まで, 本学部において修得したものとして認定することができる。

(高等専門学校卒業者の編入学)

第5条 高等専門学校を卒業した者で、本学部に入學を志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考し、入學を許可する。

2 入學年次は、第3年次とする。

3 修業年限は2年以上、在學年限は4年とする。

4 本条により入學を許可された者は、全學教育科目として卒業に必要な単位を修得したものとみなす。

5 既修得単位のうち、工学部専門系科目として修得したものとして認定できる単位数は、30単位を限度とする。

(外国人留學生の編入學)

第5条の2 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、本学部に入學を志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考し、入學を許可する。

2 入學年次は、第2年次とする。

3 修業年限は3年以上、在學期間は6年、休學期間は最長3年とする。

4 既修得単位のうち、次に掲げる科目の単位として本学部において修得したものとして認定することができる単位数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 全學教育科目 40単位まで

二 工学部専門系科目 前号の単位数と合わせて50単位まで

(進級の取扱い)

第6条 第3年次に進級するためには、第2年次末までに別表第2又は別表第5に定める全學教育科目の進級必要単位数を修得しなければならない。

2 進級できない者は、第2年次に留める。

3 第2年次までの在學年限は、通算して6年を超えることができない。

(転學部及び転學科)

第7条 學部長は、転學部又は転學料を志望する者があるときは、教授会の議を経て、選考し、これを許可することができる。

2 転學部の願出時期は、原則として第1年次の秋學期末(10月に入學した者にあつては、第1年次の春學期末)とし、第2年次への転學部を認める。

3 転學科の願出時期は、原則として第2年次の秋學期末(10月に入學した者にあつては、第2年次の春學期末)とし、第3年次への転學科を認める。

4 前2項に規定する転學部及び転學科に関することは、別に定める。

### 第3章 教育課程及び授業

(授業科目及び履修方法)

第8条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目とし、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 全学教育科目の授業科目及びその単位数は、全学教育科目規程によるものとし、履修方法は、別表第1又は別表第4のとおりとする。
- 3 工学部専門系科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、別表第3又は別表第6のとおりとする。
- 4 他の学科又は他の学部に属する授業科目は、選択科目又は随意科目として履修することができる。この場合、この授業科目の科目区分は各学科において定める。
- 5 前項の規定は、学生が他の大学又は外国の大学で履修する授業科目について準用する。

(単位数の計算の基準)

第9条 工学部専門系科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習は、45時間をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学又は外国の大学を卒業し又は退学した者で、新たに本学部の第1年次に入学したものの既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、教授会の議を経て、卒業に必要な単位として認定することができる。

- 2 新たに本学部の第1年次に入学した者が入学前に行った学修で、文部科学大臣が別に定めるもののうち、教育上有益と認めるものについては、教授会の議を経て、卒業に必要な単位として認定することができる。
- 3 前2項により修得したものとして認定することのできる単位数は、本学において修得した単位を除き、30単位を超えない範囲とする。

(他の大学の修得単位の認定)

第11条 学生が他の大学において授業科目を履修し、修得した単位(外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修得した単位を含む。)は、教授会の議を経て、卒業に必要な単位として認めることができる。

- 2 前項により修得したものとして認定することのできる単位数は、30単位を超えない範囲とする。

(外国の大学の修得単位の認定)

第12条 学生が留学期間中に外国の大学において授業科目を履修し、修得した単位は、教授会の議を経て、卒業に必要な単位として認めることができる。

第13条 学生が休学期間中に他の大学(外国の大学を含む。)において授業科目を履修し、修得した単位については、教育上有益と認める場合は、教授会の議を経て、卒業に必要な単位として認めることができる。

第 14 条 前 2 条により認定することができる単位は、高等専門学校及び他の大学で履修した単位数並びに第 10 条第 3 項及び第 11 条第 2 項により認定された単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲とする。なお、認定することができる単位は、全学教育科目 30 単位及び工学部専門系科目 30 単位までとする。

(履修手続)

第 15 条 学生は、履修しようとする授業科目(必修科目を除く。)を選択し、あらかじめ授業担当教員(以下「担当教員」という。)の承認を得なければならない。

2 他の学科又は他の学部に属する授業科目を履修しようとする場合には、あらかじめ所属の学科長の承認を得て学部長に願い出なければならない。

3 履修の届出ができる単位数は、各学期において 34 単位を上限とする。ただし、学部長は、履修の届出をする直前の学期のグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値)が 3.5 以上の者又は学科長が特に認めた者が上限を超えて履修の届出をしたときは、これを認めることができる。

4 前項の規定は、編入学した者については、適用しない。

5 第 3 項に規定する履修の届出ができる単位数に算入しない授業科目については、別に定める。

#### 第 4 章 成績評価及び卒業

(単位の認定及び成績評価)

第 16 条 単位の認定及び成績評価は、試験による。

(試験)

第 17 条 試験は、必修科目、選択必修科目及び選択科目について行う。

2 随意科目の試験は、あらかじめ担当教員の承認を得たものについてのみ行う。

(受験資格)

第 18 条 学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(試験の時期)

第 19 条 試験は、当該授業料目の授業終了の学期末において行う。ただし、必要がある場合は、この時期によらないことができる。

(試験の方法)

第 20 条 試験は、担当教員が適宜の方法により行う。ただし、担当教員に事故があるときは、他の大学教員が行うことができる。

(公示)

第 21 条 試験の科目、日程その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

(成績)

第 22 条 試験の成績は、名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程(令和元年度規程第 68 号)の定めるところによる。

(追試験又は再試験)

第 23 条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつたときは、追試験を願い出ることができる。ただし、追試験の願い出は当該試験終了後 1 週間以内に限るものとする。

2 試験を受けて合格しなかつたときは、その試験に合格することによって、又はその試験及び全学教育科目の再試験に合格することによって卒業資格を得ることができる者に限り、教授会の議を経て、その工学部専門系科目について再試験を受けることができる。ただし、再試験を受けることができる工学部専門系科目は、3 科目 10 単位以内に限るものとする。

(卒業要件)

第 24 条 本学部を卒業するためには、別表第 1 又は別表第 4 に定める全学教育科目及び別表第 3 又は別表第 6 に定める工学部専門系科目の単位数を修得しなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の入学者の卒業を認定するに当たって、前項の規定を適用するときは、全学教育科目の単位数を算入しない。

第 5 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、特別短期研修学生及び研究生

(特別聴講学生)

第 25 条 特別聴講学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 特別聴講学生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。

(科目等履修生)

第 26 条 科目等履修生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 科目等履修生の在学期間は、履修しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。

3 科目等履修生に対する単位の認定については、第 16 条の規定を、成績評価については、第 22 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 27 条 聴講生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 聴講生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。

(特別短期研修学生)

第 28 条 特別短期研修学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 特別短期研修学生の在学期間は、1 月以上 6 月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(研究生の定員)

第 29 条 研究生の定員は、100 名とする。

(研究生の入学)

第 30 条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 大学の工学部又はこれに相当する学部を卒業した者
- 二 その他教授会において適当と認めた者

2 研究生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(研究生の在学期間)

第 31 条 研究生の在学期間は 1 年とする。ただし、学年の中途において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究の必要があるときは、学部長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3 前項の場合、学部長は、教授会の議を経て許可する。

#### 附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学工学部規程を適用する。

#### 附 則(平成 16 年 12 月 15 日規程第 340 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前に入学した者については、改正後の別表第 3 の「電気電子・情報工学科 電気電子工学コース」中「情報通信工学第 3 2 単位」の規定を除き、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 17 年 12 月 21 日規程第 86 号)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 18 年度に入学した者から適用し、平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 18 年 7 月 19 日規程第 28 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

#### 附 則(平成 18 年 12 月 20 日規程第 87 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 20 年 1 月 16 日規程第 83 号)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 20 年度に入学した者から適用し、平成 19 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 20 年 12 月 17 日規程第 58 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、改正後の別表第 3 の「機械・航空工学科 機械システム工学コース」の項中「移動体システム創造設計製作第 1 2 単位」及び「移動体システム創造設計製作第 2 2 単位」の規定は、平成 20 年度以前に入学した者から適用する。

附 則(平成 22 年 1 月 20 日規程第 61 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日規程第 75 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 6 月 22 日規程第 30 号)

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 18 日規程第 81 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 7 月 18 日規程第 29 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 6 の項中化学・生物工学科化学系プログラム、物理工学科物理系プログラム及び機械・航空工学科自動車工学プログラムに係る規定は、施行日以後に入学した者から適用し、平成 24 年 4 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 1 月 23 日規程第 88 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 7 月 24 日規程第 21 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 4 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 1 月 22 日規程第 110 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 7 月 15 日規程第 15 号)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 4 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 21 日規程第 77 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 22 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 1 月 20 日規程第 118 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 6 月 22 日規程第 19 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 1 月 18 日規程第 71 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した者については、改正後の第 8 条第 2 項及び第 3 項における学期の名称変更に係る部分の規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 7 月 19 日規程第 41 号)

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 7 月 17 日規程第 20 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、令和元年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日規程第 108 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 22 日名大規程第 84 号)

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 1 月 20 日名大規程第 124 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前に入学した者については、改正後の第 12 条及び第 15 条並びに別表第 3 の項中機械・航空宇宙工学科における単位互換協定による他の大学の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 7 月 21 日名大規程第 15 号)

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 19 日名大規程第 48 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前に入学した者については、改正後の第 11 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 10 月 19 日名大規程第 56 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 19 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。ただし、令和 4 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 1 月 18 日名大規程第 87 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 8 月 23 日名大規程第 17 号)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 1 月 17 日名大規程第 72 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条及び第24条関係）、別表第2（第6条関係）、別表第3（第8条及び第24条関係）、別表第4（第8条及び第24条関係）

別表第5（第6条関係）、別表第6（第8条及び第24条関係）  
〔別紙参照〕

別表第 1（第 8 条及び第 24 条関係）

各学科（プログラムを除く。）の全学教育科目の最低修得単位数

○化学生命工学科

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	46 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生在が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，物理学実験の合計 8 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II，化学実験の合計 6 単位は必修とする。</p>

○物理工学科

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	48 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生在が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p>

		<p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び 超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，電磁気学 II，物理学実験の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II，化学実験の合計 6 単位は必修とする。</p>
--	--	---

○マテリアル工学科

科目区分	最低修得 単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科 目	48 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び 超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，電磁気学 II，物理学実験の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II，化学実験の合計 6 単位は必修とする。</p>

○電気電子情報工学科

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	48 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，電磁気学 II，物理学実験の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II，化学実験の合計 6 単位は必修とする。</p>

○機械・航空宇宙工学科

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	48 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデー</p>

		<p>タ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び</p> <p>超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，電磁気学 II，物理学実験の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II の合計 4 単位は必修とする。</p>
--	--	---

○エネルギー理工学科

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	48 単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。</p> <p>ただし，外国人留学生在が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び</p> <p>超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。</p> <p>ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，電磁気学 II，物理学実験の合計 10 単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎 I，化学基礎 II，化学実験の合計 6 単位は必修とする。</p>

○環境土木・建築学科

科目区分	最低修得単位数	条件等

<p>共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目</p>	<p>44 単位</p>	<p>一 共通基礎科目 イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。 ロ 基礎セミナーを 2 単位以上修得すること。 ハ 「言語文化科目」として英語 8 単位以上及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち 1 外国語）5 単位以上，合計 13 単位以上修得すること。 ただし，外国人留学生が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語 8 単位以上及び日本語 5 単位以上，合計 13 単位以上を修得すること。 ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計 2 単位以上修得すること。 ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎 1 単位及びデータ科学基礎演習 1 単位の合計 2 単位を修得すること。 二 教養科目 イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び 超学部セミナーから合計 4 単位以上修得すること。 ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から 2 単位以上修得すること。 三 分野別基礎科目（自然系基礎科目） イ 微分積分学 I，微分積分学 II，線形代数学 I，線形代数学 II，複素関数論のうちから合計 8 単位以上修得すること。 ロ 力学 I，力学 II，電磁気学 I，物理学実験の合計 8 単位は必修とする。 ハ 化学基礎 I，化学基礎 II の合計 4 単位は必修とする。</p>
------------------------------------	--------------	---

別表第 2（第 6 条関係）

学科（プログラムを除く。）の全学教育科目の進級必要単位数

科目区分	最低修得単位数	条件等
<p>共通基礎科目教養科目 分野別基礎科目</p>	<p>40 単位</p>	<p>一 共通基礎科目の「言語文化科目」として英語及び初修外国語（多言語修得基礎及びドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうちから 1 外国語）から 11 単位以上を修得すること。 ただし，外国人留学生が初修外国語の代わりに日本語を選択する場合については，英語及び日本語から 11 単位以上を修得すること。 二 分野別基礎科目（自然系基礎科目）については，別表第 1 に定める授業科目のうち，物理学実験 2 単位を含む 18 単位以上を修得すること。</p>

別表第3（第8条及び第24条関係）

各学科（プログラムを除く。）の授業科目及び単位数

化学生命工学科

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

化学生命工学実験 1	3 単位
化学生命工学実験 2	3 単位
物理化学 1 及び演習	2 単位
物理化学 2 及び演習	2 単位
物理化学 3 及び演習	2 単位
無機化学 1 及び演習	2 単位
有機化学 1 及び演習	2 単位
有機化学 2 及び演習	2 単位
有機化学 3 及び演習	2 単位
基礎分析化学及び演習	2 単位
実験安全学	2 単位
生命化学 1 及び演習	2 単位
生命化学 2 及び演習	2 単位

選択科目

数学 1 及び演習	4 単位
数学 2 及び演習	4 単位
物理化学 4 及び演習	2 単位
無機化学 2 及び演習	2 単位
有機化学 4 及び演習	2 単位
高分子基礎化学	2 単位
化学工学基礎 1	2 単位
化学工学基礎 2	2 単位
生命化学 3 及び演習	2 単位
生命化学 4 及び演習	2 単位

専門科目

必修科目

化学生命工学演習 1	2 単位
化学生命工学演習 2	2 単位
化学生命工学実験 3	3 単位
化学生命工学実験 4	3 単位

化学生命工学序論	2 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択科目	
無機化学 3	2 単位
無機化学 4	2 単位
有機構造化学	2 単位
有機化学 5	2 単位
物理化学・エネルギー化学	2 単位
応用分析化学	2 単位
高分子化学	2 単位
生物反応工学	2 単位
生物情報工学	2 単位
化学生命工学特別講義	2 単位
関連専門科目	
電気工学通論第 1	2 単位
電気工学通論第 2	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
工場見学	1 単位
工場実習	1 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 28 単位及び選択科目 18 単位以上、合計 46 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 22 単位及び選択科目 16 単位以上、合計 38 単位以上

を修得しなければならない。

- 3 関連専門科目については、3 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 87 単位以上を修得しなければならない。

## 物理工学科

### 専門系科目

#### 専門基礎科目

##### 必修科目

物理工学演習 1	1 単位
数学 1 及び演習	4 単位
解析力学及び演習	3 単位
熱力学	2 単位
物理工学演習 2a	1 単位
物理工学演習 2b	1 単位
物理工学実験第 1	1 単位
数学 2 及び演習	4 単位
電磁気学Ⅲ	2 単位
量子力学 A	2 単位
統計力学 A	2 単位
物理工学演習 3a	1 単位
物理工学演習 3b	1 単位
物理工学演習 4a	1 単位
物理工学演習 4b	1 単位

##### 選択科目

物理工学序論	2 単位
原子物理学	2 単位
生物科学	2 単位

#### 専門科目

##### 必修科目

物性物理学第 1	2 単位
連続体の力学	2 単位
計算物理学および演習	2 単位
量子力学 B	2 単位
統計力学 B	2 単位
物性物理学第 2	2 単位

物理工学演習 5a	1 単位
物理工学演習 5b	1 単位
物理工学実験第 2	1.5 単位
物理光学	2 単位
物性物理学第 3	2 単位
物性物理学第 4	2 単位
物理工学実験第 3	1.5 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択必修科目	
振動と波動	2 単位
計算機プログラミング	2 単位
化学熱力学	2 単位
生物物理学	2 単位
流体物理学	2 単位
量子力学 C	2 単位
化学物理学	2 単位
計算アルゴリズム	2 単位
物理工学セミナー	2 単位
選択科目	
物理数学	2 単位
電子計測工学	2 単位
応用物性	2 単位
量子材料化学	2 単位
結晶力学	2 単位
ソフトマター物理学	2 単位
物理工学特別講義 1a	1 単位
物理工学特別講義 1b	1 単位
関連専門科目	
工学倫理	2 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
電気工学通論第 1	2 単位
電気工学通論第 2	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
工場見学	1 単位

高分子物理化学	2 単位
自動制御	2 単位
原子核工学概論	2 単位
物理工学特別講義 2a	1 単位
物理工学特別講義 2b	1 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
データ統計解析 B	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

※ 上記の科目のほか、他の学科が開講する専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目のうち物理工学科で開講していない授業科目を関連専門科目として加える。

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 27 単位及び選択科目のうちから 4 単位以上、合計 31 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 33 単位、選択必修科目 12 単位以上及び選択科目 4 単位以上、合計 49 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、4 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 84 単位以上を修得しなければならない。

マテリアル工学科

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

数学 1 及び演習	2.5 単位
結晶物理学	2 単位
物理化学 1	2 単位
応用データサイエンス	2 単位
化学工学概論	2 単位

材料力学	2 単位
マテリアル量子工学	2 単位
マテリアル固体物理 1	2 単位
数学 2 及び演習	2.5 単位
物理化学 2	2 単位
機器分析概論	2 単位
機械工学基礎及び演習	2 単位
材料強度学	2 単位
マテリアル固体物理 2 及び演習	2.5 単位
先端マテリアル工学概論 1	1 単位
応用数学	2 単位
先端プロセス工学 1	2 単位
物理化学 3 及び演習	2.5 単位
熱移動と拡散	2 単位
相平衡論	2 単位
流動	2 単位
マテリアル工学実験基礎	2 単位
専門科目	
必修科目	
マテリアル量子化学	2 単位
反応工学	2 単位
物理化学演習	1 単位
固体物理演習	1 単位
マテリアル工学実験応用	2 単位
物理化学 4	2 単位
マテリアル工学演習	2 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択必修科目	
材料組織学	2 単位
材料塑性学	2 単位
素材プロセス工学	2 単位
電気化学	2 単位
熱エネルギー工学	2 単位
生物化学工学	2 単位
機械的分離システム	2 単位

粉体工学	2 単位
理論計算材料学	2 単位
構造材料学及び演習	2 単位
材料機能物性学	2 単位
先端金属材料学	2 単位
拡散システム	2 単位
システム制御	2 単位
触媒反応システム工学	2 単位
サステイナブル工学	2 単位

#### 選択科目

生産マテリアル工学	2 単位
先端マテリアル工学概論 2	1 単位
先端プロセス工学 2	2 単位
プロセス設計	2 単位

#### 関連専門科目

工学倫理	2 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
テクニカルライティング	2 単位
マテリアル工学概論	1 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

#### 〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 45 単位を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 22 単位、選択必修科目 16 単位以上及び選択科目 3 単位以上、合計 41 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、1 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 87 単位以上を修得しなければならない。

電気電子情報工学科（デジタルイノベーション工学コースを除く。）

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

電気電子情報工学序論	2 単位
離散数学及び演習	3 単位
計算機プログラミング基礎及び演習	3 単位
線形回路論及び演習	3 単位
数学 1 及び演習 A	1.5 単位
数学 1 及び演習 B	1.5 単位
数学 2 及び演習	3 単位
確率論・数値解析及び演習	3 単位
電気磁気学基礎演習	1 単位
プログラミング及び演習	3 単位
電子回路工学及び演習	3 単位
電気回路論及び演習	3 単位
量子力学及び演習	3 単位
デジタル回路及び演習	3 単位
情報理論	2 単位

専門系科目

必修科目

電気電子情報工学実験第 1	3 単位
電気電子情報工学実験第 2	3 単位
電気磁気学及び演習	3 単位
電気エネルギー基礎論及び演習	3 単位
固体電子工学及び演習	3 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

選択科目

オートマトンと形式言語	2 単位
電力機器工学	2 単位
電気エネルギー伝送工学	2 単位
センシングシステム工学	2 単位
電磁波工学	2 単位
制御工学	2 単位
デジタル信号処理	2 単位

プラズマ工学	2 単位
計算機工学	2 単位
真空電子工学	2 単位
アルゴリズムとデータ構造	2 単位
パワーエレクトロニクス	2 単位
誘電体工学	2 単位
高電圧工学	2 単位
半導体工学	2 単位
磁性体工学	2 単位
光エレクトロニクス	2 単位
電子デバイス工学	2 単位
無線通信方式	2 単位
電気エネルギー変換工学	2 単位
情報ネットワーク	2 単位
関連専門科目	
電気及び通信法規	2 単位
電気機械設計法及び製図	2 単位
電気電子情報工学特別講義第 1	2 単位
電気電子情報工学特別講義第 2	1 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
工場実習	2 単位
企業・研究所見学 A	1 単位
企業・研究所見学 B	1 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
データ統計解析 B	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位

国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については，必修科目 38 単位を修得しなければならない。
- 2 専門科目については，必修科目 25 単位及び選択科目 20 単位以上，合計 45 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については，4 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目，専門科目及び関連専門科目を併せて，合計 87 単位以上を修得しなければならない。

電気電子情報工学科（デジタルイノベーション工学コース）

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

電気電子情報工学序論	2 単位
離散数学及び演習	3 単位
計算機プログラミング基礎及び演習	3 単位
線形回路論及び演習	3 単位
数学 1 及び演習 A	1.5 単位
数学 1 及び演習 B	1.5 単位
数学 2 及び演習	3 単位
確率論・数値解析及び演習	3 単位
電気磁気学基礎演習	1 単位
プログラミング及び演習	3 単位
電子回路工学及び演習	3 単位
電気回路論及び演習	3 単位
量子力学及び演習	3 単位
デジタル回路及び演習	3 単位
情報理論	2 単位

選択科目

統計力学	2 単位
機械学習及びデータ分析演習	3 単位
AI 情報基礎 1	2 単位
AI 情報基礎 2	2 単位
AI 情報基礎 3	2 単位

専門科目

#### 必修科目

電気電子情報工学実験第1	3 単位
電気電子情報工学実験第2	3 単位
電気磁気学及び演習	3 単位
電気エネルギー基礎論及び演習	3 単位
固体電子工学及び演習	3 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

#### 選択科目

オートマトンと形式言語	2 単位
電力機器工学	2 単位
電気エネルギー伝送工学	2 単位
センシングシステム工学	2 単位
電磁波工学	2 単位
制御工学	2 単位
デジタル信号処理	2 単位
プラズマ工学	2 単位
計算機工学	2 単位
真空電子工学	2 単位
アルゴリズムとデータ構造	2 単位
パワーエレクトロニクス	2 単位
誘電体工学	2 単位
高電圧工学	2 単位
半導体工学	2 単位
磁性体工学	2 単位
光エレクトロニクス	2 単位
電子デバイス工学	2 単位
無線通信方式	2 単位
電気エネルギー変換工学	2 単位
情報ネットワーク	2 単位
AI 情報発展 1	2 単位
AI 情報発展 2	2 単位
AI 情報発展 3	2 単位

#### 関連専門科目

電気及び通信法規	2 単位
電気機械設計法及び製図	2 単位

電気電子情報工学特別講義第 1	2 単位
電気電子情報工学特別講義第 2	1 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
工場実習	2 単位
企業・研究所見学 A	1 単位
企業・研究所見学 B	1 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
データ統計解析 B	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 38 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 44 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 25 単位及び選択科目（「アルゴリズムとデータ構造」、 「AI 情報発展 1」、 「AI 情報発展 2」及び「AI 情報発展 3」から 6 単位以上を含む）14 単位以上、合計 39 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、4 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 87 単位以上を修得しなければならない。

機械・航空宇宙工学科（デジタルイノベーション工学コースを除く。）

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

計算機ソフトウェア第 1	2 単位
計算機ソフトウェア第 2	2 単位
数学 1 及び演習	3 単位
数学 2 及び演習	3 単位
材料力学第 1 及び演習	2.5 単位
材料力学第 2 及び演習	2.5 単位
流体力学基礎及び演習	2.5 単位
粘性流体力学及び演習	2.5 単位
熱力学及び演習	2.5 単位
伝熱工学及び演習	2.5 単位
機構学	2 単位
材料科学第 1	2 単位
解析力学及び演習	2.5 単位
振動工学第 1 及び演習	2.5 単位
振動工学第 2 及び演習	2.5 単位
制御工学第 1 及び演習	2.5 単位
制御工学第 2 及び演習	2.5 単位
電気回路工学及び演習	2.5 単位
加工学第 1 及び演習	2.5 単位
機械学習及びデータ分析演習	3 単位
専門科目	
必修科目	
設計製図第 1	1 単位
設計製図第 2	1 単位
設計製図第 3	1 単位
機械・航空宇宙工学実験第 1	1 単位
機械・航空宇宙工学実験第 2	1 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択科目	
機械・航空宇宙工学序論	2 単位
固体力学	2 単位
材料科学第 2	2 単位
材料強度学	2 単位
有限要素法	2 単位
ポテンシャル流れ	2 単位

エネルギー変換工学	2 単位
圧縮性流体力学及び演習	2.5 単位
燃焼工学	2 単位
自動車工学	2 単位
メカトロニクス工学	2 単位
ロボット工学	2 単位
加工学第 2	2 単位
生体工学	2 単位
電子回路	2 単位
設計基礎論	2 単位
情報基礎論	2 単位
計測基礎論	2 単位
工作機械工学	2 単位
航空宇宙機力学第 1	2 単位
航空宇宙機力学第 2	2 単位
宇宙推進工学	2 単位
航空宇宙構造工学	2 単位
航空宇宙機システム	2 単位
航空推進工学	2 単位
熱流体機械システム	1 単位
機械・航空宇宙システム研修	1 単位
設計製図第 4	1 単位
創造設計製作	2 単位
工場実習	1 単位
工場見学	1 単位
関連専門科目	
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
テクニカルライティング	2 単位
工学倫理	2 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位

特許及び知的財産	1 単位
データ統計解析 B	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

※ 上記の科目のほか、単位互換協定による他の大学の授業科目を専門科目の選択科目として加える。

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 49.5 単位を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 15 単位及び選択科目 22 単位以上、合計 37 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、3 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 89.5 単位以上を修得しなければならない。

機械・航空宇宙工学科（デジタルイノベーション工学コース）

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

計算機ソフトウェア第 1	2 単位
計算機ソフトウェア第 2	2 単位
数学 1 及び演習	3 単位
数学 2 及び演習	3 単位
材料力学第 1 及び演習	2.5 単位
材料力学第 2 及び演習	2.5 単位
流体力学基礎及び演習	2.5 単位
粘性流体力学及び演習	2.5 単位
熱力学及び演習	2.5 単位
伝熱工学及び演習	2.5 単位
機構学	2 単位
材料科学第 1	2 単位
解析力学及び演習	2.5 単位
振動工学第 1 及び演習	2.5 単位
振動工学第 2 及び演習	2.5 単位
制御工学第 1 及び演習	2.5 単位
制御工学第 2 及び演習	2.5 単位

電気回路工学及び演習	2.5 単位
加工学第 1 及び演習	2.5 単位
機械学習及びデータ分析演習	3 単位
選択科目	
統計力学	2 単位
量子力学及び演習	3 単位
AI 情報基礎 1	2 単位
AI 情報基礎 2	2 単位
AI 情報基礎 3	2 単位
専門科目	
必修科目	
設計製図第 1	1 単位
設計製図第 2	1 単位
設計製図第 3	1 単位
機械・航空宇宙工学実験第 1	1 単位
機械・航空宇宙工学実験第 2	1 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択科目	
機械・航空宇宙工学序論	2 単位
固体力学	2 単位
材料科学第 2	2 単位
材料強度学	2 単位
有限要素法	2 単位
ポテンシャル流れ	2 単位
エネルギー変換工学	2 単位
圧縮性流体力学及び演習	2.5 単位
燃焼工学	2 単位
自動車工学	2 単位
メカトロニクス工学	2 単位
ロボット工学	2 単位
加工学第 2	2 単位
生体工学	2 単位
電子回路	2 単位
設計基礎論	2 単位
情報基礎論	2 単位

計測基礎論	2 単位
工作機械工学	2 単位
航空宇宙機力学第 1	2 単位
航空宇宙機力学第 2	2 単位
宇宙推進工学	2 単位
航空宇宙構造工学	2 単位
航空宇宙機システム	2 単位
航空推進工学	2 単位
熱流体機械システム	1 単位
機械・航空宇宙システム研修	1 単位
AI 情報発展 1	2 単位
AI 情報発展 2	2 単位
AI 情報発展 3	2 単位
設計製図第 4	1 単位
創造設計製作	2 単位
工場実習	1 単位
工場見学	1 単位
関連専門科目	
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
テクニカルライティング	2 単位
工学倫理	2 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
データ統計解析 B	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

※ 上記の科目のほか、単位互換協定による他の大学の授業科目を専門科目の選択科目として加える。

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 49.5 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 55.5 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 15 単位及び選択科目（「情報基礎論」、 「AI 情報発展 1」、 「AI 情報発展 2」及び「AI 情報発展 3」から 6 単位以上を含む。） 16 単位以上、合計 31 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、3 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 89.5 単位以上を修得しなければならない。

## エネルギー理工学科

### 専門系科目

#### 専門基礎科目

##### 必修科目

エネルギー理工学序論	2 単位
エネルギー理工学概論	2 単位
エネルギー理工学設計及び製作	3 単位
データ統計解析 A	2 単位
電気電子工学通論	2 単位
量子力学 A	2 単位
物理化学	2 単位
プログラミング法および数値計算演習 A	1 単位
プログラミング法および数値計算演習 B	1 単位
数学 1 及び演習	3 単位
数学 2 及び演習	3 単位
原子核物理概論	2 単位
応用力学演習	1 単位
熱力学演習	1 単位
応用電磁気学演習	1 単位
流体力学及び演習	3 単位
量子力学 B	2 単位
量子力学演習	1 単位
統計力学	2 単位
統計力学演習	1 単位
移動現象論及び演習	3 単位
エネルギー理工学実験第 1	1 単位
エネルギー理工学実験第 2A	2 単位

エネルギー理工学実験第 2B	2 単位
エネルギー理工学セミナーA	1 単位
エネルギー理工学セミナーB	1 単位
専門科目	
必修科目	
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
エネルギー理工学輪講 A	1 単位
エネルギー理工学輪講 B	1 単位
選択科目	
原子炉物理学	2 単位
エネルギー資源リサイクル工学	2 単位
エネルギーシステム工学	2 単位
プラズマ理工学	2 単位
原子力工学設計演習	2 単位
核融合エネルギー基礎工学	2 単位
原子力関係法規	1 単位
量子線理工学	2 単位
放射線安全工学	2 単位
放射線計測学	2 単位
原子炉実習	1 単位
放射線生物学	1 単位
材料力学	2 単位
エネルギー材料学	2 単位
材料物理化学第 1	2 単位
材料物理化学第 2	2 単位
材料物理化学第 3	2 単位
量子ビーム分析科学	2 単位
テクニカルライティング	1 単位
エネルギー理工学特別講義第 1	1 単位
エネルギー理工学特別講義第 2	1 単位
エネルギー理工学特別講義第 3	1 単位
関連専門科目	
必修科目	
工学倫理	2 単位
選択科目	

工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
特許及び知的財産	1 単位
インターンシップ	1 単位
システム制御工学	2 単位
エネルギー理工学概論 2	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

※ 上記の科目のほか、他の学科が開講する専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目のうちエネルギー理工学科で開講していない授業科目を関連専門科目として加える。

[履修方法]

- 1 専門基礎科目については、必修科目 47 単位を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 12 単位及び選択科目 22 単位以上、合計 34 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、必修科目 2 単位及び選択科目 2 単位以上、合計 4 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 85 単位以上を修得しなければならない。

環境土木・建築学科 環境土木工学プログラム

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

構造物と技術の発展	2 単位
都市と文明の歴史	2 単位
情報処理序説	2 単位
形と力	2 単位
人間活動と環境	2 単位
数学 1 及び演習	4 単位
社会資本計画学	2 単位
構造解析の基礎及び演習	4 単位

流れの力学及び演習	4 単位
構造力学及び演習	4 単位
土質力学及び演習	4 単位
環境土木工学実習	1 単位
選択科目	
確率と統計	2 単位
解析力学及び演習	3 単位
数学 2 及び演習	4 単位
図学	2 単位
専門科目	
必修科目	
土木の統計学	2 単位
材料工学	2 単位
空間計画論	2 単位
開水路水理学	2 単位
構造材料実験 I	1 単位
土木の力学	2 単位
コンクリート構造第 1	2 単位
土質・基礎工学	2 単位
沿岸海象力学	2 単位
技術英語 1	1 単位
水理学実験	1 単位
地盤材料実験	1 単位
技術英語 2	1 単位
構造材料実験 II	1 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位
選択科目	
情報処理演習	1 単位
数値解析学	2 単位
衛生工学	2 単位
計測技術及び実習	2.5 単位
応用構造力学	2 単位
交通論	2 単位
都市環境システム工学	2 単位
計算力学	2 単位

鋼構造工学	2 単位
コンクリート構造第 2	2 単位
地盤工学	2 単位
水文・河川工学	2 単位
海岸・海洋工学	2 単位
社会資本・空間計画学演習	1 単位
環境情報演習	1 単位
橋梁設計演習	1 単位
土木地質学	2 単位
関連専門科目	
国土のデザインとプロジェクト	2 単位
土木史	2 単位
都市・国土計画	2 単位
空間設計論	2 単位
防災・減災技術	2 単位
社会基盤施設の設計と維持管理	2 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
データ統計解析 B	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
環境土木・建築学概論	2 単位
経営工学	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 33 単位及び選択科目 4 単位以上、合計 37 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 32 単位及び選択科目 14 単位以上、合計 46 単位以上

を修得しなければならない。

- 3 関連専門科目については、5 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 88 単位以上を修得しなければならない。

## 環境土木・建築学科 建築学プログラム

### 専門系科目

#### 専門基礎科目

##### 必修科目

構造物と技術の発展	2 単位
都市と文明の歴史	2 単位
情報処理序説	2 単位
形と力	2 単位
人間活動と環境	2 単位
数学 1 及び演習	4 単位
図学	2 単位
空間設計工学及び演習第 1	3 単位
建築構造力学及び演習	2.5 単位
空間設計論	2 単位
空間設計工学及び演習第 2	3 単位
応用構造力学及び演習	2.5 単位
鉄骨構造	2 単位

##### 選択科目

確率と統計	2 単位
解析力学及び演習	3 単位
数学 2 及び演習	4 単位
流れの力学及び演習	4 単位
空間計画論	2 単位

#### 専門科目

##### 必修科目

物理環境工学	2 単位
コンクリート工学	2 単位
建築設計及び演習第 1	3 単位
建築史第 1	2 単位
建築計画第 1	2 単位
人間環境工学	2 単位

環境システム工学	2 単位
鉄筋コンクリート構造	2 単位
構造・材料実験法	2 単位
建築法規	1 単位
防災安全	1 単位
建築史第 2	2 単位
建築生産システム	2 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

#### 選択科目

交通論	2 単位
社会資本計画学	2 単位
耐震工学	2 単位
建築設計及び演習第 2	3 単位
建築計画第 2	2 単位
都市・国土計画	2 単位
設備工学	2 単位
環境システム設計及び演習	2.5 単位
建築構造解析及び演習	2.5 単位
構造設計工学	2 単位
建築基礎構造	2 単位
建築材料工学	2 単位
総合設計及び演習第 1 (構造)	3 単位
総合設計及び演習第 1 (計画)	3 単位
総合設計及び演習第 1 (環境設備)	3 単位
建築史第 3	2 単位
社会環境保全学	2 単位
総合設計及び演習第 2	3 単位

#### 関連専門科目

国土のデザインとプロジェクト	2 単位
土木史	2 単位
情報処理及び演習	1.5 単位
造形演習第 1	1 単位
造形演習第 2	1 単位
土質力学及び演習	4 単位
計測技術及び実習	2.5 単位

衛生工学	2 単位
建築学特別講義	2 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
データ統計解析	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
環境土木・建築学概論	2 単位
経営工学	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 31 単位及び選択科目 2 単位以上、合計 33 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 35 単位及び選択科目 12 単位以上、合計 47 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、8 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 88 単位以上を修得しなければならない。

別表第 4（第 8 条及び第 23 条関係）

プログラムの全学教育科目の最低修得単位数

○化学生命工学科 化学系プログラム

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目	51 単位	一 共通基礎科目 イ 「大学での学び」基礎論 1 単位を修得すること。

分野別基礎科目		<p>ロ 基礎セミナーを2単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として日本語8単位以上を含み、日本語、英語及び初修外国語から14単位以上修得すること。ただし、初修外国語を含む場合は、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち1外国語から4単位以上修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計2単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎1単位及びデータ科学基礎演習1単位の合計2単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目、現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び超学部セミナーから合計4単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から2単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学Ⅰ，微分積分学Ⅱ，線形代数学Ⅰ，線形代数学Ⅱ，複素関数論のうちから合計8単位以上修得すること。</p> <p>ロ 物理学基礎Ⅰ，物理学基礎Ⅱ，物理学基礎Ⅲ，物理学実験の合計8単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎Ⅰ，化学基礎Ⅱ，化学実験の合計6単位は必修とする。</p> <p>ニ 生物学基礎Ⅰ及び生物学基礎Ⅱの合計4単位は必修とする。</p>
---------	--	--

○電気電子情報工学科 自動車工学プログラム

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	47単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論1単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを2単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として日本語8単位以上を含み、日本語、英語及び初修外国語から14単位以上修得すること。ただし、初修外国語を含む場合は、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち1外国語から4単位以上修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計2単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎1単位及びデータ科学基礎演習1単位の合計2単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目、現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び超学部セミナーから合計4単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から2単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学Ⅰ，微分積分学Ⅱ，線形代数学Ⅰ，線形代</p>

		<p>数学Ⅱ，複素関数論の合計10単位は必修とする。</p> <p>ロ 物理学基礎Ⅰ，物理学基礎Ⅱ，物理学基礎Ⅲ，物理学実験の合計8単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎Ⅰ，化学基礎Ⅱの合計4単位は必修とする。</p>
--	--	---

○機械・航空宇宙工学科 自動車工学プログラム

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	47単位	<p>一 共通基礎科目</p> <p>イ 「大学での学び」基礎論1単位を修得すること。</p> <p>ロ 基礎セミナーを2単位以上修得すること。</p> <p>ハ 「言語文化科目」として日本語8単位以上を含み、日本語，英語及び初修外国語から14単位以上修得すること。ただし，初修外国語を含む場合は，ドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，スペイン語及び朝鮮・韓国語のうち1外国語から4単位以上修得すること。</p> <p>ニ 「健康・スポーツ科学科目」として講義及び実習を合計2単位以上修得すること。</p> <p>ホ 「データ科学科目」からデータ科学基礎1単位及びデータ科学基礎演習1単位の合計2単位を修得すること。</p> <p>二 教養科目</p> <p>イ 国際理解科目，現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）及び超学部セミナーから合計4単位以上修得すること。</p> <p>ロ 現代教養科目（人文・社会系及び学際・融合系）から2単位以上修得すること。</p> <p>三 分野別基礎科目（自然系基礎科目）</p> <p>イ 微分積分学Ⅰ，微分積分学Ⅱ，線形代数学Ⅰ，線形代数学Ⅱ，複素関数論の合計10単位は必修とする。</p> <p>ロ 物理学基礎Ⅰ，物理学基礎Ⅱ，物理学基礎Ⅲ，物理学実験の合計8単位は必修とする。</p> <p>ハ 化学基礎Ⅰ，化学基礎Ⅱの合計4単位は必修とする。</p>

別表第5（第6条関係）

プログラムの全学教育科目の進級必要単位数

科目区分	最低修得単位数	条件等
共通基礎科目 教養科目 分野別基礎科目	40単位	<p>一 共通基礎科目の「言語文化科目」として日本語，英語及び初修外国語から12単位以上を修得すること。</p> <p>二 分野別基礎科目（自然系基礎科目）については，別表第4に定める授業科目のうち，18単位以上を修得すること。</p>

別表第 6 (第 8 条及び第 23 条関係)

プログラムの授業科目及び単位数

化学生命工学科 化学系プログラム

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

分析化学	2 単位
有機化学 1	2 単位
物理化学 1	2 単位
細胞学 1	2 単位
無機化学 1	2 単位
有機化学 2	2 単位
物理化学 2	2 単位
量子化学 1	2 単位
無機化学 2	2 単位
量子化学 2	2 単位
無機材料化学 1	2 単位
化学生命工学実験 1	3 単位
化学生命工学実験 2	3 単位

選択科目

数学演習 1a	1 単位
数学演習 1b	1 単位
物理学基礎演習 1a	1 単位
物理学基礎演習 1b	1 単位
数学演習 2a	1 単位
数学演習 2b	1 単位
物理学基礎演習 2a	1 単位
生化学 1	2 単位
解析力学 1	2 単位
数理物理学 1	2 単位
数理物理学演習 1	1 単位
統計物理学 1	2 単位
生化学 2	2 単位
細胞学 2	2 単位
電磁気学	2 単位
有機化学 3	2 単位
地球惑星科学	2 単位
量子化学 3	2 単位
地球環境科学	2 単位
無機化学 3	2 単位

専門科目

必修科目

化学生命工学実験 3	3 単位
化学生命工学実験 4	3 単位
特別演習 A	1 単位
特別演習 B	1 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

選択科目

生物物理学	2 単位
有機化学 5	2 単位
高分子化学	2 単位
化学物理学	2 単位
有機化学 4	2 単位
無機材料化学 2	2 単位
計算化学	2 単位
先端有機・高分子化学	2 単位
生化学 4	2 単位
細胞学 4	2 単位

関連専門科目

選択科目

工学概論第 3	2 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
環境土木・建築学概論	2 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 28 単位及び選択科目 16 単位以上、合計 44 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 18 単位及び選択科目 18 単位以上、合計 36 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、2 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 82 単位以上を修得しなければならない。

電気電子情報工学科 自動車工学プログラム

専門系科目

## 専門基礎科目

### 必修科目

計算機ソフトウェア 1	2 単位
数学 1 及び演習	4 単位
数学 2 及び演習	4 単位
解析力学及び演習	2.5 単位
電気回路工学	2 単位
材料力学及び演習	3 単位
熱力学及び演習	2.5 単位
電磁気学	2 単位
金属材料とセラミックス	2 単位
電子回路工学	2 単位
流体力学 1 及び演習	2.5 単位
振動学及び演習	3 単位
計測工学	2 単位
制御工学及び演習	3 単位

### 選択科目

機構学	2 単位
固体力学	2 単位
自動車化学システム 1	2 単位
材料加工学	2 単位
物理学基礎演習 1a	1 単位
物理学基礎演習 1b	1 単位
物理学基礎演習 2a	1 単位

## 専門科目

### 必修科目

自動車工学概論	2 単位
計算機ソフトウェア 2	2 単位
自動車構造	2 単位
自動車のための電子・情報技術	2 単位
設計製図 1	1 単位
自動車工学実験 1	2 単位
パワーエレクトロニクス	2 単位
設計製図 2	1 単位
自動車工学実験 2	2 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

### 選択科目

数学演習 1a	1 単位
数学演習 1b	1 単位

数学演習 2a	1 単位
数学演習 2b	1 単位
分析化学	2 単位
都市と交通	2 単位
数値解析法	2 単位
伝熱工学	2 単位
工場見学 A	0.5 単位
工場見学 B	0.5 単位
工場実習	1 単位
自動車化学システム 2	2 単位
有機材料	2 単位
環境とリサイクル	2 単位
情報通信技術と自動車交通	2 単位
自動車の電子機器	2 単位
自動車エンジンと新動力システム	2 単位
自動車ダイナミクスと制御	2 単位
自動車安全工学	2 単位
車両計画と車体設計	2 単位

関連専門科目

選択科目

科学技術日本語	2 単位
ビジネス日本語	2 単位
工学概論第 3	2 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
環境土木・建築学概論	2 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 36.5 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 42.5 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 26 単位及び選択科目 17.5 単位以上、合計 43.5 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、4 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 90 単位以上を修得しなければならない。

機械・航空宇宙工学科 自動車工学プログラム

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

計算機ソフトウェア 1	2 単位
数学 1 及び演習	4 単位
数学 2 及び演習	4 単位
解析力学及び演習	2.5 単位
電気回路工学	2 単位
材料力学及び演習	3 単位
熱力学及び演習	2.5 単位
機構学	2 単位
金属材料とセラミックス	2 単位
流体力学 1 及び演習	2.5 単位
振動学及び演習	3 単位
制御工学及び演習	3 単位
材料加工学	2 単位

選択科目

電子回路工学	2 単位
固体力学	2 単位
自動車化学システム 1	2 単位
計測工学	2 単位
物理学基礎演習 1a	1 単位
物理学基礎演習 1b	1 単位
物理学基礎演習 2a	1 単位

専門科目

必修科目

自動車工学概論	2 単位
自動車構造	2 単位
設計製図 1	1 単位
自動車工学実験 1	2 単位
設計製図 2	1 単位
自動車工学実験 2	2 単位
設計製図 3	1 単位
卒業研究 A	5 単位
卒業研究 B	5 単位

選択科目

数学演習 1a	1 単位
数学演習 1b	1 単位
数学演習 2a	1 単位
数学演習 2b	1 単位

計算機ソフトウェア 2	2 単位
分析化学	2 単位
都市と交通	2 単位
パワーエレクトロニクス	2 単位
数値解析法	2 単位
伝熱工学	2 単位
流体力学 2	2 単位
工場見学 A	0.5 単位
工場見学 B	0.5 単位
工場実習	1 単位
自動車化学システム 2	2 単位
有機材料	2 単位
環境とリサイクル	2 単位
情報通信技術と自動車交通	2 単位
自動車の電子機器	2 単位
自動車エンジンと新動力システム	2 単位
自動車ダイナミクスと制御	2 単位
自動車安全工学	2 単位
車両計画と車体設計	2 単位
関連専門科目	
選択科目	
科学技術日本語	2 単位
ビジネス日本語	2 単位
工学概論第 3	2 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
環境土木・建築学概論	2 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 34.5 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 40.5 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 21 単位及び選択科目 22 単位以上、合計 43 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、5 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 88.5 単位以上を修得しなければならない。

## 名古屋大学工学部規程の一部改正（案）について

### 1. 改正の趣旨

文部科学省の行う大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材）に選定されたことにより、電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科にデジタルイノベーション工学コースを新設することに伴い、当該コースの授業科目、単位数及び履修方法等について定めるもの。

### 2. 改正案の内容

- 改正後の第3条第4項として、電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科にデジタルイノベーション工学コースを置くこと及び収容定員に係る規定を追加し、改正後の同条第5項として、コースへの配属の方法に係る規定を追加する。
- 別表第3において、電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科にデジタルイノベーション工学コースを追加し、授業科目及びその単位数並びに履修方法について規定する。

### 3. 施行日等

令和7年4月1日

名古屋大学工学部規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文
(趣旨)	(同左)
第1条 名古屋大学工学部(以下「本学部」という。)における目的並びに入学, 進級, 転学部及び転学科(以下「入学等」という。)並びに教育課程, 授業, 成績評価等(以下「学部の教育」という。)については, 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)及び名古屋大学全学教育科目規程(平成16年度規程第115号。以下「全学教育科目規程」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。	第1条 (同左)
2 (省略)	2 (省略)
(省略)	(省略)
(入学及び学科への配属)	(同左)
第3条 通則第11条に定める入学資格を持ち, 入学を許可された者は, 各学科の1年次に入学させる。	第3条 (同左)
2~3 (省略)	2~3 (省略)
(省略)	(省略)
(授業科目及び履修方法)	(同左)
第8条 授業科目は, 必修科目, 選択必修科目及び選択科目とし, これを各年次に配当して編成するものとする。	第8条 (同左)
2 (省略)	2 (省略)
3 工学部専門系科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は, 別表第3又は別表第6のとおりとする。	3 (同左)
4~5 (省略)	4~5 (省略)
(省略)	(省略)
4 <u>電気電子情報工学科及び機械・航空宇宙工学科にデジタルイノベーション工学コース(以下「コース」という。)を置き, コースの収容定員は, それぞれ30名とする。</u>	
5 <u>コースへの配属は, 配属を希望する前項の学科の学生を選考の上, 第2年次の初めに行う。</u>	

別表第3（第8条及び第24条関係）  
各学科（プログラムを除く。）の授業科目及び単位数

（省略）

電気電子情報工学科

（省略）

別表第3（同左）

（同左）

（省略）

電気電子情報工学科（デジタルイノベーション工学コースを除く。）

（省略）

電気電子情報工学科（デジタルイノベーション工学コース）

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

電気電子情報工学序論 2単位

離散数学及び演習 3単位

計算機プログラミング基礎及び演習 3

単位

線形回路論及び演習 3単位

数学1及び演習A 1.5単位

数学1及び演習B 1.5単位

数学2及び演習 3単位

確率論・数値解析及び演習 3単位

電気磁気学基礎演習 1単位

プログラミング及び演習 3単位

電子回路工学及び演習 3単位

電気回路論及び演習 3単位

量子力学及び演習 3単位

デジタル回路及び演習 3単位

情報理論 2単位

選択科目

統計力学 2単位

機械学習及びデータ分析演習 3単位

AI情報基礎1 2単位

AI情報基礎2 2単位

AI情報基礎3 2単位

専門科目

必修科目

電気電子情報工学実験第1 3単位

電気電子情報工学実験第2 3単位

電気磁気学及び演習 3単位

電気エネルギー基礎論及び演習 3単位

固体電子工学及び演習 3単位

卒業研究A 5単位

卒業研究B 5単位

選択科目

オートマトンと形式言語 2単位

電力機器工学 2単位

電気エネルギー伝送工学 2単位

センシングシステム工学 2単位

電磁波工学 2単位

制御工学	2 単位
デジタル信号処理	2 単位
プラズマ工学	2 単位
計算機工学	2 単位
アルゴリズムとデータ構造	2 単位
真空電子工学	2 単位
パワーエレクトロニクス	2 単位
誘電体工学	2 単位
高電圧工学	2 単位
半導体工学	2 単位
磁性体工学	2 単位
光エレクトロニクス	2 単位
電子デバイス工学	2 単位
無線通信方式	2 単位
電気エネルギー変換工学	2 単位
情報ネットワーク	2 単位
AI 情報発展 1	2 単位
AI 情報発展 2	2 単位
AI 情報発展 3	2 単位

#### 関連専門科目

電気及び通信法規	2 単位
電気機械設計法及び製図	2 単位
電気電子情報工学特別講義第 1	2 単位
電気電子情報工学特別講義第 2	1 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位
工学概論第 1	1 単位
工学概論第 2	1 単位
工学概論第 3	2 単位
工学概論第 4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
工学倫理	2 単位
工場実習	2 単位
企業・研究所見学 A	1 単位
企業・研究所見学 B	1 単位
電気電子情報先端工学概論	2 単位
データ統計解析 B	2 単位
テクニカルライティング	2 単位
国際プロジェクト演習 U1	1 単位
国際プロジェクト演習 U2	2 単位
国際プロジェクト演習 U3	3 単位

#### [履修方法]

- 1 専門基礎科目については、必修科目 38 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 44 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 25 単位及び選択科目（「アルゴリズムとデータ構造」，「AI 情報

機械・航空宇宙工学科

(省略)

発展1」, 「AI 情報発展2」及び「AI 情報発展3」から6単位以上を含む。) 14単位以上, 合計39単位以上を修得しなければならない。

3 関連専門科目については, 4単位以上を修得しなければならない。

4 専門基礎科目, 専門科目及び関連専門科目を併せて, 合計87単位以上を修得しなければならない。

機械・航空宇宙工学科 (デジタルイノベーション工学コースを除く。)

(省略)

機械・航空宇宙工学科 (デジタルイノベーション工学コース)

専門系科目

専門基礎科目

必修科目

計算機ソフトウェア第1	2単位
計算機ソフトウェア第2	2単位
数学1及び演習	3単位
数学2及び演習	3単位
材料力学第1及び演習	2.5単位
材料力学第2及び演習	2.5単位
流体力学基礎及び演習	2.5単位
粘性流体力学及び演習	2.5単位
熱力学及び演習	2.5単位
伝熱工学及び演習	2.5単位
機構学	2単位
材料科学第1	2単位
解析力学及び演習	2.5単位
振動工学第1及び演習	2.5単位
振動工学第2及び演習	2.5単位
制御工学第1及び演習	2.5単位
制御工学第2及び演習	2.5単位
電気回路工学及び演習	2.5単位
加工学第1及び演習	2.5単位
機械学習及びデータ分析演習	3単位

選択科目

統計力学	2単位
量子力学及び演習	3単位
AI 情報基礎1	2単位
AI 情報基礎2	2単位
AI 情報基礎3	2単位

専門科目

必修科目

設計製図第1	1単位
設計製図第2	1単位
設計製図第3	1単位
機械・航空宇宙工学実験第1	1単位

機械・航空宇宙工学実験第2	1 単位
卒業研究A	5 単位
卒業研究B	5 単位

#### 選択科目

機械・航空宇宙工学序論	2 単位
固体力学	2 単位
材料科学第2	2 単位
材料強度学	2 単位
有限要素法	2 単位
ポテンシャル流れ	2 単位
エネルギー変換工学	2 単位
圧縮性流体力学及び演習	2.5 単位
燃焼工学	2 単位
自動車工学	2 単位
メカトロニクス工学	2 単位
ロボット工学	2 単位
加工学第2	2 単位
生体工学	2 単位
電子回路	2 単位
設計基礎論	2 単位
情報基礎論	2 単位
計測基礎論	2 単位
工作機械工学	2 単位
航空宇宙機力学第1	2 単位
航空宇宙機力学第2	2 単位
宇宙推進工学	2 単位
航空宇宙構造工学	2 単位
航空宇宙機システム	2 単位
航空推進工学	2 単位
熱流体機械システム	1 単位
機械・航空宇宙システム研修	1 単位
AI 情報発展1	2 単位
AI 情報発展2	2 単位
AI 情報発展3	2 単位
設計製図第4	1 単位
創造設計製作	2 単位
工場実習	1 単位
工場見学	1 単位

#### 関連専門科目

工学概論第1	1 単位
工学概論第2	1 単位
工学概論第3	2 単位
工学概論第4	3 単位
国際先端自動車工学 U1	1 単位
国際先端自動車工学 U3	3 単位
テクニカルライティング	2 単位
工学倫理	2 単位
経営工学	2 単位
産業と経済	2 単位
特許及び知的財産	1 単位

データ統計解析B	2単位
国際プロジェクト演習 U1	1単位
国際プロジェクト演習 U2	2単位
国際プロジェクト演習 U3	3単位

※ 上記の科目のほか、単位互換協定による他の大学の授業科目を専門科目の選択科目として加える。

〔履修方法〕

- 1 専門基礎科目については、必修科目 49.5 単位及び選択科目 6 単位以上、合計 55.5 単位以上を修得しなければならない。
- 2 専門科目については、必修科目 15 単位及び選択科目（「情報基礎論」、 「AI 情報発展 1」、 「AI 情報発展 2」及び「AI 情報発展 3」から 6 単位以上を含む。） 16 単位以上、合計 31 単位以上を修得しなければならない。
- 3 関連専門科目については、3 単位以上を修得しなければならない。
- 4 専門基礎科目、専門科目及び関連専門科目を併せて、合計 89.5 単位以上を修得しなければならない。

(省略)

(省略)

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。